



令和4年1月27日

日本下水道事業団

京都府福知山市との災害支援協定の締結について

日本下水道事業団（ＪＳ）は、災害発生時において下水道施設に被害が発生した場合にも、現地調査等の災害支援活動が迅速に開始することができるよう、京都府福知山市と災害支援協定を締結しましたので、お知らせいたします。

1. 協定締結日

令和4年1月26日

2. 協定対象施設

全21施設

（福知山終末処理場、三和浄化センター、大江中部浄化センター、
段畑雨水ポンプ場および各污水中継ポンプ場）

（参考）

災害支援協定とは、下水道法及び日本下水道事業団法の一部改正（平成27年5月20日公布、同年7月19日施行）により創設された災害時維持修繕協定で定めるべき事項に加えて、災害査定に必要な資料作成、現地調査、災害査定への立会等の事項についても定めた、災害時における包括的な支援協定を、ＪＳが地方公共団体との間で締結するものです。



福知山市大橋市長（左）、JS 森岡理事長（中央）、
今井下水道事業管理者職務代理者（右）

【お問い合わせ先】

日本下水道事業団

○ 近畿総合事務所 総務・協定課長 高橋

TEL 06-4977-2500